

(仮称) 津市児童発達支援センターの整備について

1 基本的な考え方

近年、我が国では障がいや発育・発達に心配のある子どもを対象とした施策が大きく変化してきています。平成17年に施行された発達障害者支援法では、発達障害の早期発見・早期支援を行うこととされたことから、津市では、保健・福祉・教育が連携したこども総合支援室を設置し、障害児の支援に努めてきました。

平成24年4月の児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、障害児通所支援の実施主体が県から市へ移行されたことから、津市においても障害児通所支援の提供体制を整備し、児童発達支援、保育所等訪問支援等の事業を実施することとなりました。

このため、早期からの発達段階に応じた一貫した支援を推進していくために、肢体不自由児通所支援施設である療育センターの機能を拡充し、障害児支援の中核的機能を持つ(仮称)津市児童発達支援センター(以下「発達支援センター」という。)を整備し、次の取組を進めます。

(1) 一人ひとりの発達状況に応じた支援

発達支援センターでは、障がいや発育・発達に心配のある子どもや家族が、その能力や生きる力を発揮し、地域の中でいきいきとした生活ができるように、一人ひとりの発達状況に応じた支援を行います。

(2) 早期発見、早期支援

母子健康手帳の交付や乳児全戸訪問、また、1歳6か月児健診や3歳児健診、5歳児チェック等における早期発見に努めるとともに、その状況に応じて発達支援センターを活用した早期からの支援を行います。

(3) 途切れのない支援

乳児期から幼児期、学童期へとライフステージを通じた継続的な支援を図れるよう、障がい児等生活支援ファイル「はっぴいのーと」を活用しながら発達支援センターと関係機関との連携の図られた途切れのない支援を行います。

(4) 関係機関との連携

子どもの心身の発達に関わる医療機関、児童発達支援事業を行う事業所等をはじめ、三重県立草の実りハビリテーションセンター、三重県立小児心療センターあすなろ学園、国立病院機構三重病院、三重大学医学部附属病院 国立病

院機構三重中央医療センターなどの高度の専門的支援機関等と連携を行います。

2 発達支援センターの概要

(1) 施設名称

(仮称) 津市児童発達支援センター

(2) 設置

平成27年4月 開所予定

(3) 施設概要

場所	津市分部1211番地1 (旧櫛形幼稚園舎を改修して整備)
敷地面積	3,647㎡
建築面積	983㎡
施設機能	①相談室 ②保育室(肢体・知的・情緒) ③指導訓練室・感覚統合室・言語訓練室 ④調理室 ⑤医務室・保護者控室 ⑥その他事務所・会議室・トイレなど

(4) 事業内容

発達支援センターでは、相談内容に応じて一人ひとりに対応した療育方針と支援プログラムを作成し、相談から療育までの一貫した支援体制を整備します。

ア 相談事業

・一般相談

内容 子どもの育ちに不安や悩みを持つ保護者に対して、その心配を受け止め、適切な支援につなげる相談を行います。

・専門相談

内容 子どもの特性に応じて、言語、身体、心理及び発達に関わる相談などを行います。

イ 児童発達支援事業(通所による療育や訓練)

・通所クラス(肢体不自由児)

集団 定員12名/日

内容 運動機能・感覚機能の発達促進、日常生活における基本動作の指導、食事や排泄等の支援を行います。

・発達支援クラス(知的・情緒に障がいがある子ども)

集団 定員25名/日

内容 発達段階や年齢に応じた小グループでの療育を行います。

・個別支援(肢体不自由児・知的・情緒に障がいがある子ども)

個別 定員10名~13名/日

内容 保育士、言語聴覚士等の専門職を中心に個別の訓練・療育を行います。

ウ 保育所等訪問支援事業

個別の支援計画に基づき、発達支援センターを利用する児童が通園する保育所等へ専門職が訪問し、集団生活の場における助言・指導を実施します。

(5) 対象者

市内在住の18歳未満の児童で、その保護者が児童通所給付費の支給決定を受けた方を基本とします。

ア 相談事業 18歳未満の子どもと保護者

イ 児童発達支援事業 就学前の子ども

ウ 保育所等訪問支援事業 保育所等に通う子どもで児童発達支援利用者

(6) 開所時間及び休館日

ア 開所時間 平日の午前8時30分～午後5時15分

イ 休館日 日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

12月29日から翌年の1月3日までの日

(7) 職員配置

センター長、主任保育士、保健師、保育士、言語聴覚士、事務職員、嘱託医等

3 予算措置

平成26年度当初予算に計上します。

児童発達支援センター整備事業 226,940千円

主な内訳 工事請負費 215,000千円

備品購入費 9,000千円 等

4 今後のスケジュール

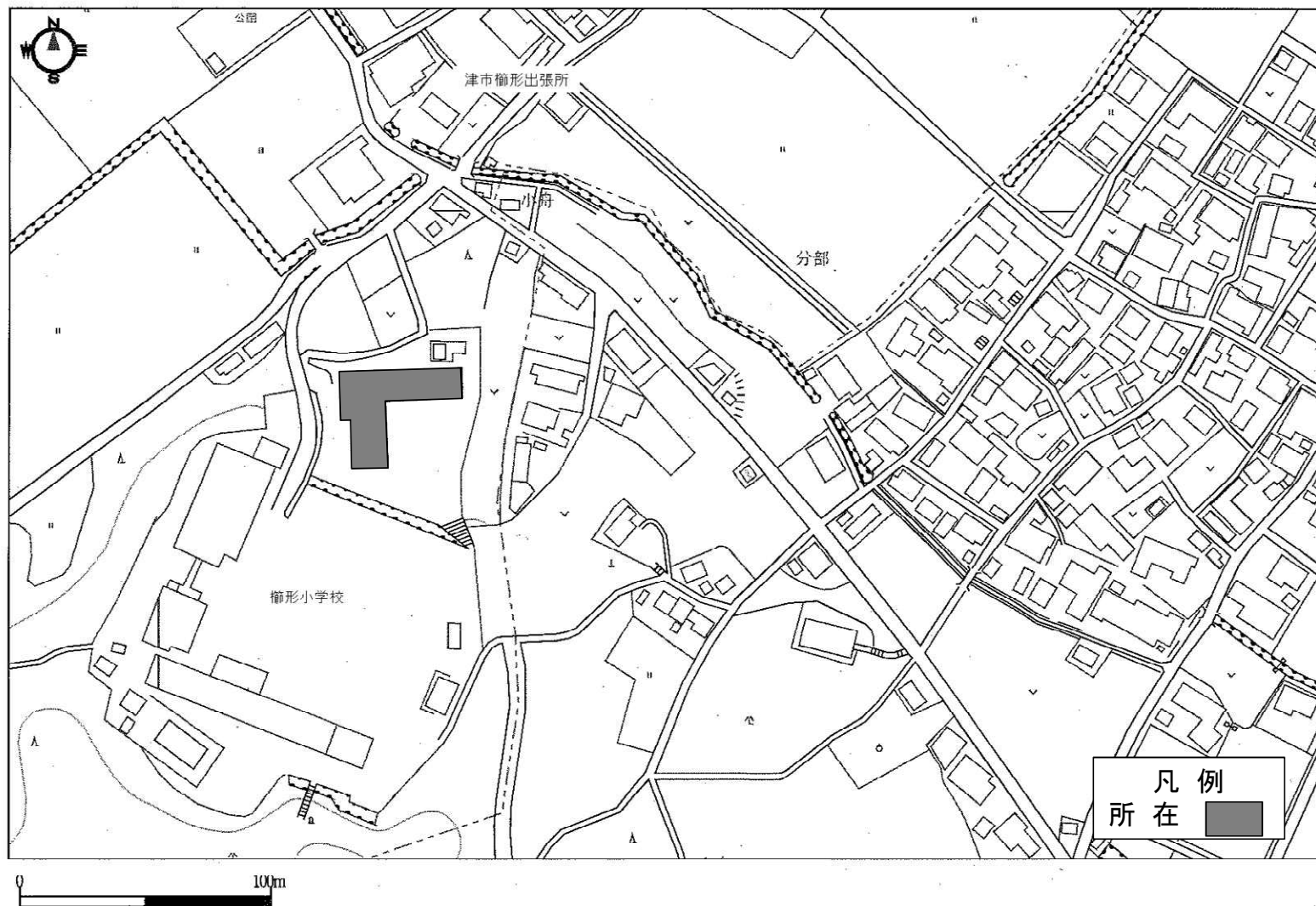
(1) 障がい児支援関係機関・団体等からの意見を踏まえながら、発達支援センターの事業内容を検討

(2) 発達支援センター設置条例（案）を議会へ提出（平成26年9月）

(3) 発達支援センター事業計画の取りまとめ（平成26年12月頃）

(4) 開所（平成27年4月）

発達支援センター位置図



発達支援センター平面図

